

豊 福 政 第 7 9 号
令和 4 年(2022 年)4 月 8 日

指定介護保険サービス事業者
市内高齢者福祉施設事業者
豊中市介護予防・日常生活支援総合事業事業者 御中

豊中市 福祉部 長寿社会政策課

令和 4 年度(2022 年度)からの介護保険指定関連書類等の押印廃止について（通知）

日頃は、当市高齢者福祉行政並びに介護保険事業に格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

当市では、令和 2 年(2020 年)7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定)を受けて、必要な検討を行い、事業者等に対して押印を求めている手続きについて押印等を廃止する取組みを進めてきましたが、この度、介護保険制度に係る押印の必要性について検討が終了し、全ての押印を廃止することとしました。

つきましては、令和 4 年(2022 年)4 月 1 日以降に当市へ提出する介護保険制度に係る書類への押印は不要となりますので、各事業者におかれましては、十分な周知を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、現在のところ、行政手続きのデジタル化に向けた取組みと体制構築を進めておりますが、まだ準備段階でありますので、押印廃止後も各種申請は書面にてお願いいたします。

(問合せ)

豊中市 福祉部 長寿社会政策課 事業所指定係
TEL : 06-6858-2838 FAX : 06-6858-3146
E-mail : chouju@city.toyonaka.osaka.jp